

平成 13 年 8 月 29 日

各 位

不動産投信発行者名  
日本ビルファンド投資法人  
執行役員 深瀬 俊彦  
(コード番号 8951)

問合せ先  
資産運用会社  
日本ビルファンドマネジメント株式会社  
投資本部セネラルマネジャー 弘中 聡  
(TEL. 03-3281-8810)

## 規約の一部変更及び新任役員選任のお知らせ

本投資法人は、平成 13 年 8 月 29 日に開催した第 2 回投資主総会において、規約の一部変更及び新任役員の選任に関し、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

### 1. 規約の一部変更

#### (1) 主たる変更の理由

主として、平成 13 年 6 月の税制改正を受け、投資者が公開に際し取得した不動産投資法人の投資口について、上場の日以後 1 年以内に証券会社を通じて譲渡する場合、上場株式等に係る譲渡所得等の源泉分離課税の選択が可能となるための規約に記載すべき事項を追加すること、その他利益を超えた金銭の分配、役員の増員、字句等の訂正等を目的としています。

#### (2) 主たる変更の内容

規約変更の主な内容は以下の通りです。(変更部分には下線を付しています。)

#### ■ 税制の要件としてイ号を追加

資産運用の対象及び方針

(2) 投資態度

本投資法人が取得する資産の組入れ比率は、以下のア.及びイ.の方針によるものとする。

ア. 特定不動産(本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権、地上権又は不動産、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいう。)の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合(以下「特定不動産の割合」という。)は 100 分の 75 以上とする。

イ. 資産の総額のうち占める不動産等(不動産、不動産の賃借権、地上権、信託の受益権(不動産、土地の賃借権及び地上権のみに信託をするものに限る)及び匿名組合出資持分(不動産、不動産の賃借権、地上権のみに運用するものに限る。))の価額の割合として財務省令第 3 条(平成 13 年 6 月 6 日財務省令第 44 号)で定める割合を 100 分の 75 以上とする。

ご注意:この文書は、本投資法人の新投資口発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧ください。投資家ご自身の判断で投資なさるようお願い致します。

■ 投資法人の課税の特例の税制適用時の利益超過分配の分配方針を一部修正

第 16 条(金銭の分配の方針)

2. 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、以下の場合、出資の戻しとして分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。但し、社団法人投資信託協会の規則等において定める額を限度とする。

- (1) 分配可能金額が配当可能所得金額に満たない場合で、投資法人の課税の特例の適用要件を充足する目的で出資の戻しを行う場合には、当該適用要件を充足するものとして本投資法人が決定した金額
- (2) 経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、当期における減価償却額から当期における適切な積立金等を控除した額を限度として本投資法人が決定した金額

■ 役員増員に伴う員数、報酬支払基準の追加・変更

第 24 条(執行役員及び監督役員に関する事項)

1. 本投資法人の執行役員は 1 名以上、監督役員は 4 名以内(但し、執行役員の数に 1 を加えた数以上とする。)とする。

(後略)

第26条(執行役員、監督役員及び会計監査人の報酬の支払基準及び支払の時期)

本投資法人の執行役員、監督役員及び会計監査人の報酬の支払基準及び支払の時期は、次のとおりとする。

- (1) 執行役員及び監督役員の報酬は、執行役員及び監督役員の各々について 1 人当たり月額 700,000 円以内で、当該職務と類似の職務を行う取締役・監査役等の報酬水準、一般物価動向、賃金動向等に照らして合理的と判断される金額として役員会で決定する金額とし(但し、本投資法人成立当初は執行役員について月額 300,000 円及び監督役員について月額 250,000 円とする。) 当月分を当月末までに支払う。

(後略)

■ その他字句の訂正等(記載を省略しております)

2. 新任役員の選任

本投資法人の経営の安定性並びに業務の効率性を高めるため、投資主総会の承認を得て、役員を増員することといたしました。新たに就任した役員の略歴は以下のとおりです。なお、今回の役員の就任により、本投資法人の執行役員の員数は 2 名、監督役員の員数は 4 名となりました。

役職名	氏 名 (生年月日)	略 歴
執行役員	にしやま こういち 西山 晃一 (昭和 26 年 7 月 2 日生)	昭和 49 年 3 月 東京大学法学部卒業 昭和 49 年 4 月 三井不動産株式会社入社 平成 12 年 4 月 三井不動産株式会社ビルディング本部 ビルファンド事業室長 平成 12 年 9 月 日本ビルファンドマネジメント株式会社 (当時エム・エフ資産運用株式会社) 代表取締役社長就任 平成 12 年 12 月 日本ビルファンドマネジメント株式会社出向 平成 13 年 8 月 本投資法人執行役員就任
監督役員	こづか のぶとし 小塚 栞武壽 (昭和 17 年 7 月 16 日生)	昭和 41 年 3 月 一橋大学商学部卒業 昭和 41 年 4 月 東海銀行入行 昭和 44 年 9 月 朝日監査法人入社 昭和 48 年 4 月 公認会計士・税理士・中小企業診断士登録 昭和 63 年 9 月 大有監査法人代表社員

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で投資なさるようお願い致します。

		平成 4 年 1 月	小塚会計事務所を発展的に解消し、御苑 会計事務所筆頭代表パートナー
		平成 13 年 8 月	本投資法人監督役員就任
監督 役員	にしざわ あきら 西沢 昭 (昭和 16 年 8 月 22 日生)	昭和 41 年 3 月	新潟大学人文学部経済学科卒業
		昭和 49 年 11 月	財団法人日本不動産研究所入所
		昭和 52 年 3 月	不動産鑑定士登録
		昭和 53 年 4 月	国土交通省地価公示委員
		昭和 53 年 7 月	東京都地価調査委員
		昭和 63 年 9 月	株式会社日本橋合同鑑定設立 同社代表 取締役・専任不動産鑑定士に就任
		平成 3 年 4 月	千葉地方裁判所・千葉家庭裁判所調停委員
		平成 11 年 4 月	東京地方裁判所指定評価人
		平成 13 年 8 月	本投資法人監督役員就任

- ・ 執行役員西山 晃一は、本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社「日本ビルファンドマネジメント株式会社」の代表取締役であり、投信法第 13 条に従い監督官庁に対し兼職承認を申請し承認を受けております。
- ・ 新任役員の任期は、規約第 24 条 3 項の定めにより、在任する執行役員及び監督役員の任期の満了の時までとなります。
- ・ 監督役員小塚 埜武壽及び監督役員西沢 昭は、他の法人の代表者であります。当該法人と本投資法人は、利害関係はありません。
- ・ 新任役員は、いずれも本投資法人の投資口を自己又は他人の名義で所有しておりません。

なお、本投資法人の役員会は、利益相反のおそれがある場合の対処策として、役員会規則により、役員と利害関係のある議案については、当該役員は役員会の議決権を有しない旨を定めております。

### 3. 日 程

平成 13 年 8 月 3 日	役員会承認日
平成 13 年 8 月 29 日	投資主総会承認日
平成 13 年 8 月 29 日	変更日 / 就任日

以 上

本資料は、兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会に配布しております。

ご注意: この文書は、本投資法人の新投資口発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず本投資法人が作成する新投資口発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧頂いた上で、投資家ご自身の判断で投資なさるようお願い致します。